

お問合せ兼再申入書

2021（令和3）年10月18日

〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目12番17号
Martial Artsタワー 弁護士法人Martial Arts
株式会社ALL&ソリューションズ 代理人弁護士 高田優児 殿

〒321-0968
栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号
適格消費者団体
特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク
理事長 山口 益 弘
TEL/FAX028-678-8000

当法人は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、不当条項や不当勧誘等の是正に向けて、活動を行っているNPO法人であり、内部組織として、弁護士、消費生活相談員など消費者問題に関する専門委員を構成員とする委員会を有しております。2021（令和3）年6月25日付けの申入書に対するご回答をいただきまして、ありがとうございました。

令和3年7月29日付け「ご連絡」を踏まえまして、下記に述べるとおり再度申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の対応につき、2021（令和3）年11月24日までに上記連絡先宛に書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本お問合せ兼再申入書及び貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条に基づき、当法人において公表させて頂く可能性があることを申し添えます。

第1 お問合せ事項－契約事項説明書第7条, 重要事項説明書第7条, 契約の解除に関する事項

- (1) 調査の進捗状況の中で, 委任者における対象者の個人情報の利用目的, すなわち調査の利用目的が下記に掲げる事項に該当した場合, 契約の解除と致します。又, この場合の調査料等は全額お支払いして頂くと共に損害賠償等の法的措置を取る場合もございますのでご了承ください。
- ⑤ 上記①～④の確定的な認識の場合の他, その蓋然性があると受任者が判断したとき。
- (3) 契約締結後に委任者からの契約の解除又は中止の要請があった場合は, 次のとおりとします。
- ① 着手前である場合, 解約手数料として第2条1項にある, 調査料金合計(成功報酬費を除く)の10%を支払うものとします。但し, 第2条1項にある調査料金合計の10%が金10万円(税別)に満たない場合は, 解約手数料として金10万円(税別)を支払うものとします。(※クーリングオフは除く)
- ② 着手後である場合, 実稼働部分と上記①で定める解約手数料をお支払い頂きます。また, 成功報酬費を定めている場合は着手金全額と, それまでの成功の有無によって成功報酬費が加算されます。

1 貴社からの回答

契約事項説明書第7条, 重要事項説明書第7条

- (1) ご指摘頂いた⑤については, 全部削除致します。
- (2) ご指摘頂いた①は削除し, ②は以下に変更致します。

「着手後である場合, 実稼働部分, 成功の有無によって成功報酬費をお支払い頂きます。なお, 通常, ご契約日及び翌日には以下の業務を行いますので, 解約時までには下記の業務を行っている場合には, 以下の各金額を実稼働に要した費用として頂きます。

- ・夜間時間帯の下見 (28,000 円)

下見場所 : 依頼者宅・勤務先

調査料金 : 7,000 円/時間 (一人あたり)

最低必要時間 : 2 時間

調査人数 : 2 名

- ・朝時間帯の下見 (28,000 円)

下見場所 : 対象宅・実家・別居先・2 対宅

調査料金 : 7,000 円/時間 (一人あたり)

最低必要時間 : 1 時間

調査人数 : 4 名

- ・契約翌日のブリーフィング (28,000 円)

最低必要時間 : 1 時間

調査料金 : 7,000 円/時間 (一人あたり)

参加人数 : 4 名 (面談員・調査管理者・調査員 2 名)

なお、最低必要時間は、いずれの案件でも必要となる最低限の時間となります。

2 お問合せの趣旨

変更予定の規約について、夜間時間帯と朝時間帯の下見場所が異なる理由をご教示ください。

3 お問合せの理由

夜間時間帯の下見場所は「依頼宅・勤務先」であるのに対し、朝時間帯の下見場所は「対象宅・実家・別居先・2 対宅」と記載されています。

夜間時間帯・朝時間帯で下見場所が異なりますので、その理由をご教示ください。

第2 再申入事項－契約事項説明書 第9条, 管轄裁判所

本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の管轄裁判所とすることに同意するものとする。

1 再申入れの趣旨

契約事項説明書第9条を削除することを求めます。

2 再申入れの理由

貴社からは、「専属的」の文言がないことに加え、貴社自身も専属的合意管轄裁判所を定めたものとは認識していないとの回答をいただきました。

そうであれば、契約事項説明書 第9条 管轄裁判所の規定は、無意味なものであるとともに、消費者からすると東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属的合意管轄と定めたものと誤認させるおそれがありますので、削除することを申し入れます。

以上